

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	
告示	ページ
○救急病院の認定	(医療政策課) 1
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営支援課) 1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定	(防災砂防課) 1
公告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定	2

告 示

高知県告示第658号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
平成29年10月3日

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知高須病院	高知市大津乙2705番地1	平29・9・30	平32・9・29

高知県告示第659号
大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
平成29年10月3日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
- (2) 届出者の住所
高知市知寄町二丁目1番37号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマート山手店
高知市山手町78番地1ほか
- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サニーマート 代表取締役 中村 彰宏
高知市知寄町二丁目1番37号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者(届出後に追加されることがある。(9)のアにおいて同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマート	代表取締役 中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年5月16日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,081平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数
123台
- イ 駐輪場の収容台数
108台
- ウ 荷さばき施設の面積
174平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
78立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社サニーマート	午前9時	午後12時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
平成29年9月15日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第660号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成29年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

幡多郡黒潮町川奥(上)(追加)

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
6	幡多郡黒潮町川奥宇カシヤシキ	287-1
7	〃 〃 〃 〃	287-2
8	〃 〃 〃 字クマノ谷	307-1
9	〃 〃 〃 字檜屋敷山	979-14
10	〃 〃 〃 〃	〃

- (2) 区域
- 平成4年10月高知県告示第527号で指定した佐賀町川奥(上)急傾斜地崩壊危険区域内(以下「527号区域」という。)に存する標柱1と標柱6を県道秋丸佐賀に沿って結んだ線、標柱6から10までを順次に直線で結んだ線、標柱10と527号区域に存する標柱2を直線で結んだ線及び527号区域に存する標柱2と527号区域に存する標柱1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、平成10年3月23日建設省告示第775号で指定したクマノ谷川砂防指定地を除く。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年10月3日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年8月15日 29高都計第307号	南国市大桶字小豆尻 甲1255番1の一部ほ か1筆	南国市大桶甲1609 番地5 有限会社アイス不 動産 取締役 中 澤 正志

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第18号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3並びに高知県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年高知県公安委員会規則第9号）第4条第1項及び第2項の規定により、法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成29年10月1日（揭示済）

高知県公安委員会委員長 織田 英正

- 1 法第4条の3第2項の規定に基づく診断及び法第12条の3の規定に基づく診断のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日
澤田 健	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成29年10月 1日

- 2 法第12条の3の規定に基づく診断のうち銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条各号に掲げる病気にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者の診断を行う医師

氏名	病院名	所在地	指定年月日

澤田 健	国立大学 法人高知 大学医学 部附属病 院	南国市岡豊町小蓮 185番地1	平成29年10月 1日
------	-----------------------------------	--------------------	----------------